

サービス付き高齢者向け住宅「朝日が丘」運営規程

(サ付き高齢者向け住宅)

第1条（事業の目的）

この規程は、医療法人 社団大徳会（以下「事業者」という。）が開設する朝日が丘（以下「事業所」という。）において、実施および提供する事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、サービス付き高齢者向け住宅事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

利用者相互の交流を促進し、社会性の確保及び閉じこもり等の解消に努めながら、利用者の心身機能の維持並びに、ご家族の身体的・精神的負担の軽減になるよう支援する。

- 2 事業の運営にあたっては、家庭的な雰囲気を作り、地域住民または地域社会との交流を図り、必要な場合、市町村、指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と協力し、利用者の意向に沿ったサービスの援助を行う。

第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名：サービス付き高齢者向け住宅「朝日が丘」
- (2) 所在地：熊本県阿蘇郡小国町宮原 425 番地 5

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所の勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所及び従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護士 3 名

介護士は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

第5条（入居定員及び居室数）

事業所の入居定員は 20 名、居室数は 20 室とする。

第6条（サービスの内容）

サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 安否確認（1 日 2 回）

第9条（緊急時等における対応方法）

利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

第10条（非常災害対策）

事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を併設施設と合同で行う。

第11条（個人情報の保護）

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第12条（その他運営に関する重要事項）

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

- 3 この事業所の運営に関する事項は、医療法人 社団大徳会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

平成23年12月1日一部改正（高専賃住宅からサ付き住宅）